



愛媛県報

発行 愛媛県

平成18年9月19日火曜日 第1796号

◇ 目 次 ◇
告 示

指定自立支援医療機関の指定..... 774
 大規模小売店舗を設置している者の変更の届出の概要等..... 777
 愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正..... 777
 農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更の承認..... 778
 公有水面埋立工事のしゅん功認可..... 778
 道路の供用開始（県道壬生川新居浜野田線）..... 779
 道路の供用開始（県道桜井山路線）..... 779

道路の区域変更（一般国道440号）..... 779
 道路の供用開始（ " ）..... 779
 道路の区域変更（県道大茅辰ノ口線）..... 780
 道路の供用開始（ " ）..... 780

正 誤

平成18年9月8日付け第1793号目次中..... 780
 平成18年9月8日付け第1793号愛媛県告示第1359号（道路の区域変更）中..... 780

告 示

○愛媛県告示第1377号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。
 平成18年9月19日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開設者の住所及び氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
白石医院	四国中央市豊岡町豊田118-1	四国中央市 医療法人雄愛会 理事長 白石 文雄	精神通院医療	平成18年 9月1日
愛媛県精神保健福祉センター	松山市末広町1番地1	松山市 愛媛県知事 加戸 守行	精神通院医療	平成18年 9月1日
医療法人起生会武田医院	今治市桜井四丁目12番31号	今治市 医療法人起生会 理事長 武田 昭	精神通院医療	平成18年 9月1日
真光園	松山市南高井町1491番地	松山市 財団法人真光会 理事長 植田 孝一郎	精神通院医療	平成18年 9月1日
財団新居浜病院	新居浜市松原町13-47	新居浜市 財団法人新居浜精神衛生研究所 理事長 松井 博	精神通院医療	平成18年 9月1日
医療法人岡沢クリニック	南宇和郡愛南町御荘平城1976	南宇和郡愛南町 医療法人岡沢クリニック 理事長 岡澤 朋子	精神通院医療	平成18年 9月1日
上田医院	新居浜市中村二丁目8番58号	新居浜市 上田 格	精神通院医療	平成18年 9月1日
医療法人いんなみ眼科・神経内科	大洲市田口甲380番地1	大洲市 医療法人いんなみ眼科・神経内科 理事長 印南 敏彦	精神通院医療	平成18年 9月1日
医療法人園田医院	松山市和泉南五丁目1-21	松山市 医療法人園田医院 理事長 園田 順二	精神通院医療	平成18年 9月1日
医療法人草生会まつい小児科	今治市八町東2-4-41	今治市 医療法人草生会まつい小児科 理事長 松井 光	精神通院医療	平成18年 9月1日
高橋こどもクリニック	西条市朔日市313-5	西条市 医療法人高橋こどもクリニック 理事長 高橋 貢	精神通院医療	平成18年 9月1日
医療法人青峰会くじら病院	八幡浜市五反田1番耕地1046番地1	八幡浜市 医療法人青峰会 理事長 上村 神一郎	精神通院医療	平成18年 9月1日
医療法人三善会善家外科脳神経外科	宇和島市堀端町2番39号	宇和島市 医療法人三善会善家外科脳神経外科 理事長 善家 迪彦	精神通院医療	平成18年 9月1日
医療法人中村脳神経外科	伊予市米湊786-1	伊予市 医療法人中村脳神経外科 理事長 中村 貢	精神通院医療	平成18年 9月1日
医療法人隣善会西条道前病院	西条市飯岡地蔵原3290番地の1	西条市 医療法人隣善会西条道前病院 理事長 佐々木 秀夫	精神通院医療	平成18年 9月1日
国民健康保険久万高原町立病院	上浮穴郡久万高原町久万65番地	上浮穴郡久万高原町 久万高原町長 玉水 寿清	精神通院医療	平成18年 9月1日

山本小児科クリニック	新居浜市徳常町9-19	新居浜市 山本 浩一	精神通院医療	平成18年 9月1日
戸嶋クリニック	松山市鷹子町163-1	松山市 戸嶋 豊	精神通院医療	平成18年 9月1日
医療法人しなのめクリニック	松山市東雲町6-11	松山市 医療法人しなのめクリニック 理事長 中山 寛	精神通院医療	平成18年 9月1日
医療法人こもだ内科神経科医院	西条市福武甲1126の1	西条市 医療法人こもだ内科神経科医院 理事長 薦田 誠一	精神通院医療	平成18年 9月1日
財団法人新居浜精神衛生研究所附属豊岡台病院	四国中央市豊岡町長田603-1	新居浜市 財団法人新居浜精神衛生研究所 理事長 松井 博	精神通院医療	平成18年 9月1日
森神経科心療内科	松山市歩行町一丁目4-6	松山市 森 秀人	精神通院医療	平成18年 9月1日
みかわクリニック	上浮穴郡久万高原町上黒岩2920番地	上浮穴郡久万高原町 医療法人みかわクリニック 理事長 豊田 茂樹	精神通院医療	平成18年 9月1日
鬼北町国民健康保険愛治診療所	北宇和郡鬼北町大字清水970番地1	北宇和郡鬼北町 鬼北町長 松浦 甚一	精神通院医療	平成18年 9月1日
医療法人光佑会くろだ病院	伊予郡松前町大字神崎586番地	伊予郡松前町 医療法人光佑会くろだ病院 理事長 黒田 典生	精神通院医療	平成18年 9月1日
山内クリニック	新居浜市松木町3番37号	新居浜市 山内 忠茂	精神通院医療	平成18年 9月1日
医療法人社団味酒心療内科	松山市味酒町二丁目9-9	松山市 医療法人社団味酒心療内科 理事長 笠 陽一郎	精神通院医療	平成18年 9月1日
公立学校共済組合四国中央病院	四国中央市川之江町2233	東京都千代田区 公立学校共済組合 理事長 工藤 智規	精神通院医療	平成18年 9月1日
新居浜協立病院	新居浜市若水町1-7-45	松山市 愛媛医療生活協同組合 理事長 河野 文朗	精神通院医療	平成18年 9月1日
医療法人篤友会牧病院	松山市菅沢町甲1151番地1号	松山市 医療法人篤友会牧病院 理事長 牧 三郎	精神通院医療	平成18年 9月1日
波方中央病院	今治市波方町樋口甲1683番地1	今治市 医療法人厚仁会 理事長 臼谷 直純	精神通院医療	平成18年 9月1日
医療法人どい心療内科	松山市一番町二丁目5-30信栄ビル3F	松山市 医療法人どい心療内科 理事長 土居 孝至	精神通院医療	平成18年 9月1日
医療法人康仁会西岡病院	四国中央市三島金子二丁目7番22号	四国中央市 医療法人康仁会 理事長 西岡 康弘	精神通院医療	平成18年 9月1日
しいのき心療内科	松山市末広町11-6	松山市 山本 芳成	精神通院医療	平成18年 9月1日
医療法人佑心會堀江病院	松山市福角町甲1582	松山市 医療法人佑心會 理事長 細田 能希	精神通院医療	平成18年 9月1日
医療法人十全会訪問看護ステーションれんげの会	新居浜市角野新田町一丁目1番28号	新居浜市 医療法人十全会 理事長 松尾 富久子	精神通院医療	平成18年 9月1日
医療法人十全会十全第二病院	新居浜市角野新田町一丁目1番28号	新居浜市 医療法人十全会 理事長 松尾 富久子	精神通院医療	平成18年 9月1日
医療法人敬愛会久米病院	松山市南久米町723	松山市 医療法人敬愛会 理事長 坂上 博	精神通院医療	平成18年 9月1日
中川こころのクリニック	今治市北日吉町一丁目2番12号	松山市 中川 学	精神通院医療	平成18年 9月1日
うつみ薬局朝生田支店	松山市朝生田町六丁目3-7	松山市 宇都宮 瑠似子	精神通院医療 (薬局)	平成18年 9月1日
しまなみ薬局	今治市近見町二丁目1-61	松山市 株式会社アガスト 代表取締役 菅 將史	精神通院医療 (薬局)	平成18年 9月1日
鷹の子薬局	松山市久米窪田町774番地4	松山市 西村 純一	精神通院医療 (薬局)	平成18年 9月1日
クローバー薬局	大洲市東若宮14番11	大洲市 有限会社喜多調劑 代表取締役 津曲 芳久	精神通院医療 (薬局)	平成18年 9月1日
ココ北伊予薬局	伊予郡松前町大字出作540番-1	伊予郡松前町 有限会社アルパ 代表取締役 新田 俊二	精神通院医療 (薬局)	平成18年 9月1日
広小路薬局	宇和島市堀端町1-18	宇和島市 金谷 章彦	精神通院医療 (薬局)	平成18年 9月1日

オー・エム薬局	松山市桑原四丁目13-4	松山市 萬井 薫	精神通院医療 (薬局)	平成18年 9月1日
虹の森薬局	北宇和郡松野町延野々1448番地1	北宇和郡松野町 有限会社虹の森ファーマシー 取締役 山田 勇樹	精神通院医療 (薬局)	平成18年 9月1日
コスモス薬局	宇和島市三間町宮野下704番地	北宇和郡松野町 有限会社虹の森ファーマシー 取締役 山田 勇樹	精神通院医療 (薬局)	平成18年 9月1日
すみむら薬局	今治市大西町紺原甲303番3	今治市 有限会社すみむら 代表取締役 住村 淳	精神通院医療 (薬局)	平成18年 9月1日
有限会社清薬局	松山市三津二丁目34番地1	松山市 有限会社清薬局 代表取締役 松岡 康仁	精神通院医療 (薬局)	平成18年 9月1日
ちかなが薬局	北宇和郡鬼北町近永1528-4	宇和島市 株式会社メディック・ユー 代表取締役 三原 謙一	精神通院医療 (薬局)	平成18年 9月1日
あんず薬局	宇和島市丸之内二丁目1-7	宇和島市 株式会社メディック・ユー 代表取締役 三原 謙一	精神通院医療 (薬局)	平成18年 9月1日
京町薬局	宇和島市京町1-8	宇和島市 株式会社メディック・ユー 代表取締役 三原 謙一	精神通院医療 (薬局)	平成18年 9月1日
アタゴ薬局	宇和島市堀端町1-5	宇和島市 株式会社メディック・ユー 代表取締役 三原 謙一	精神通院医療 (薬局)	平成18年 9月1日
とみす薬局	大洲市東大洲7-1	宇和島市 株式会社メディック・ユー 代表取締役 三原 謙一	精神通院医療 (薬局)	平成18年 9月1日
みかん薬局	宇和島市吉田町北小路200番地1	宇和島市 南予調剤株式会社 代表取締役 三原 謙一	精神通院医療 (薬局)	平成18年 9月1日
さくら薬局	西予市宇和町卯之町一丁目410-1	宇和島市 南予調剤株式会社 代表取締役 三原 謙一	精神通院医療 (薬局)	平成18年 9月1日
卯之町薬局	西予市宇和町卯之町四丁目389番地	宇和島市 南予調剤株式会社 代表取締役 三原 謙一	精神通院医療 (薬局)	平成18年 9月1日
保険調剤薬局リトル	宇和島市中央町一丁目9-10愛媛新聞社ビル1F	宇和島市 南予調剤株式会社 代表取締役 三原 謙一	精神通院医療 (薬局)	平成18年 9月1日
ホリバタ薬局	宇和島市堀端町1-18	宇和島市 南予調剤株式会社 代表取締役 三原 謙一	精神通院医療 (薬局)	平成18年 9月1日
みゆき薬局	宇和島市御幸町二丁目1-13	宇和島市 南予調剤株式会社 代表取締役 三原 謙一	精神通院医療 (薬局)	平成18年 9月1日
本町薬局	宇和島市本町追手二丁目2-18	宇和島市 南予調剤株式会社 代表取締役 三原 謙一	精神通院医療 (薬局)	平成18年 9月1日
ワレイ薬局	宇和島市和霊元町四丁目2-12	宇和島市 南予調剤株式会社 代表取締役 三原 謙一	精神通院医療 (薬局)	平成18年 9月1日
レデイ薬局大洲店	大洲市若宮558番地1	松山市 株式会社レデイ薬局 代表取締役 三橋 信也	精神通院医療 (薬局)	平成18年 9月1日
レデイ新居浜西調剤薬局	新居浜市中秋町4-43	松山市 株式会社レデイ薬局 代表取締役 三橋 信也	精神通院医療 (薬局)	平成18年 9月1日
レデイ伊予三島調剤薬局	四国中央市三島金子二丁目8-48	松山市 株式会社レデイ薬局 代表取締役 三橋 信也	精神通院医療 (薬局)	平成18年 9月1日
レデイ薬局近見店	今治市近見町二丁目甲32-1	松山市 株式会社レデイ薬局 代表取締役 三橋 信也	精神通院医療 (薬局)	平成18年 9月1日
レデイいよ米湊調剤薬局	伊予市米湊1372番地1	松山市 株式会社レデイ薬局 代表取締役 三橋 信也	精神通院医療 (薬局)	平成18年 9月1日
レデイ六軒家調剤薬局	松山市六軒家町4-24東亜パークビル1F	松山市 株式会社レデイ薬局 代表取締役 三橋 信也	精神通院医療 (薬局)	平成18年 9月1日
レデイ中央調剤薬局	松山市末広町10-2	松山市 株式会社レデイ薬局 代表取締役 三橋 信也	精神通院医療 (薬局)	平成18年 9月1日
レデイ薬局日赤前店	松山市平和通一丁目5番8号中野スカイコート1F	松山市 株式会社レデイ薬局 代表取締役 三橋 信也	精神通院医療 (薬局)	平成18年 9月1日
レデイ土居調剤薬局	松山市土居町805-5	松山市 株式会社レデイ薬局 代表取締役 三橋 信也	精神通院医療 (薬局)	平成18年 9月1日
レデイ拓川調剤薬局	松山市拓川町2-3	松山市 株式会社レデイ薬局 代表取締役 三橋 信也	精神通院医療 (薬局)	平成18年 9月1日
レデイ一番町調剤薬局	松山市一番町一丁目10番地8一番町共同ビル1F	松山市 株式会社レデイ薬局 代表取締役 三橋 信也	精神通院医療 (薬局)	平成18年 9月1日

江戸茂薬局土橋南店	松山市土橋町7-1	松山市 有限会社江戸茂薬局 代表取締役 鴻海 俊平	精神通院医療 (薬局)	平成18年 9月1日
江戸茂薬局本店	松山市土橋町18-1	松山市 有限会社江戸茂薬局 代表取締役 鴻海 俊平	精神通院医療 (薬局)	平成18年 9月1日
さくら薬局中央店	新居浜市坂井町三丁目6番2号	新居浜市 有限会社蝶野 代表取締役 蝶野 基晴	精神通院医療 (薬局)	平成18年 9月1日

○愛媛県告示第1378号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成18年9月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 年月日
RE・ステーション	松山市土居田町23番地1	大規模小売店舗内の店舗面積の合計	1,290㎡	1,821㎡	平成19年 5月1日	平成18年 9月1日
		駐車場の収容台数	27台	53台		
		駐輪場の収容台数	12台	41台		
		大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	午前10時から午後8時まで	午前9時30分から午後9時30分まで		
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時45分から午後8時15分まで	午前9時15分から午後9時45分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1379号

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程(昭和36年12月愛媛県告示第1051号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成18年8月18日以降利子補給承認される農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成18年9月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率) 第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。	(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率) 第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。

農業近代化資金の種類	利子補給率		
	法第2条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第4号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合
1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）	年1分2厘5毛（青年農業者に農業生産又は農産物処理加工に伴つて生ずる公害防止のために必要な施設の改良、造成又は取得に必要な資金を貸し付ける場合にあつては、年1厘を加算する。）	年1分2厘5毛	年4厘
2・3 省略			
4 農林水産大臣の定める規模を越えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金	年1分2厘5毛（青年農業者に貸し付ける場合にあつては、年1厘を加算する。）	同上	同上
5～7 省略			

農業近代化資金の種類	利子補給率		
	法第2条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第4号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合
1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）	年1分2厘5毛（青年農業者に農業生産又は農産物処理加工に伴つて生ずる公害防止のために必要な施設の改良、造成又は取得に必要な資金を貸し付ける場合にあつては、年2厘を加算する。）	年1分2厘5毛	年4厘5毛
2・3 省略			
4 農林水産大臣の定める規模を越えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金	年1分2厘5毛（青年農業者に貸し付ける場合にあつては、年2厘を加算する。）	同上	同上
5～7 省略			

○愛媛県告示第1380号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を次のとおり承認した。

平成18年9月19日

愛媛県知事 加戸守行

変更の承認を受けた農地保有合理化法人の名称	変更の承認に係る農地保有合理化事業の種類	承認年月日
東宇和農業協同組合	法第4条第2項第1号に掲げる事業	平成18年9月12日

○愛媛県告示第1381号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、四国中央市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成18年9月19日

三島川之江港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

四国中央市

四国中央市三島宮川4丁目6番55号

代表者 四国中央市長 井原 巧

四国中央市三島宮川3丁目4番15号

2 埋立区域

(1) 位置

1 工区

四国中央市三島中央 1 丁目字陣屋1930番15の地先公有水面
 (2) 区域
 次の各地点のうち①の地点から②の地点までを順次に結んだ線及び②の地点と①の地点を結ぶ平成 8 年の秋分の満潮位 (D . L . + 3 . 66メートル) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
 基点 (四国中央市三島宮川 4 丁目八幡池四等三角点) は、北緯33度58分50秒7299、東経 133 度32分57秒8209の地点
 ①の地点は、基点から真北 297 度46分11秒1 069 84メートルの地点
 ②の地点は、①の地点から真北40度00分17秒185 .10メートル

の地点
 ①9の地点は、②の地点から真北 310 度00分17秒 88 .00 メートルの地点
 ②0の地点は、①9の地点から真北 220 度00分17秒 55 .83 メートルの地点
 (3) 面積
 1 工区 10 600 .66平方メートル
 3 埋立ての免許の年月日及び番号
 平成 9 年 3 月13日 愛媛県指令 8 港第 548 号
 4 しゅん功認可年月日
 平成18年 9月19日

○愛媛県告示第1382号

道路法 (昭和27年法律第 180 号) 第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
 平成18年 9月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	壬生川新居浜野田線	西条市樋之口字烏谷36番 5 から 同市喜多川字土居部383番27まで	平成18年 9月19日

○愛媛県告示第1383号

道路法 (昭和27年法律第 180 号) 第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
 平成18年 9月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	桜井山路線	今治市片山四丁目13番 4 から 同市片山四丁目14番 7 まで	平成18年 9月19日

○愛媛県告示第1384号

道路法 (昭和27年法律第 180 号) 第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
 平成18年 9月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
一 般 国 道	440号	上浮穴郡久万高原町西谷字郷角12719番13から 同字12715番 4 まで	旧	メートル 5 8 ~ 16 . 6	キロメートル 0 . 113	
			新	11 4 ~ 18 . 5	0 . 113	

○愛媛県告示第1385号

道路法 (昭和27年法律第 180 号) 第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
 平成18年 9月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	440号	上浮穴郡久万高原町西谷字郷角12719番13から 同字12715番4まで	平成18年9月19日

○愛媛県告示第1386号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成18年9月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大茅辰ノ口線	西予市城川町野井川1426番3から 同町野井川1177番3まで	旧	メートル 4.3~20.6	キロメートル 0.065	
			新	4.5~33.1	0.065	

○愛媛県告示第1387号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成18年9月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大茅辰ノ口線	西予市城川町野井川1426番3から 同町野井川1177番3まで	平成18年9月19日

正 誤

○正 誤

平成18年9月8日付け第1793号目次中

ページ	箇 所	誤	正
761	右段上から4 行目	県道広見吉田線	県道西谷吉田線

○正 誤

平成18年9月8日付け第1793号愛媛県告示第1359号（道路の区域
変更）中

ページ	箇 所	誤	正
765	路線名	広見吉田線	西谷吉田線